

関東社会保険ニュース

No. 289

令和5(2023)年3月

今後の障害者の法定雇用率ほか改正と障害者雇用相談先

1. 障害者の法定雇用率その他の制度の改正

令和5年4月からの法定雇用率は据え置きとなりますが、令和6年度から引き上げの予定です。その他の制度の改正を含めて、以下のスケジュールでご確認ください。(一部予定)

項目 \ 改定時期	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月	令和8年7月
事業主の責務	職業能力の開発及び向上に関する措置を追加(努力義務)			
法定雇用率	2.3% (据え置き)	2.5%		2.7%
雇用状況報告の対象(労働者数)	43.5人(従来どおり)	40人		37.5人
障害者雇用調整金・報奨金(法定雇用率超過で支給)	調整金の基準額が2万9千円となる	一定人数超は支給調整 調整金 10人 23,000円 29,000円	報奨金 35人 16,000円 21,000円	
雇用率の対象(カウント)	週20H~30H未満の精神障害者を1カウントとする特例の延長	特定短時間労働者の実雇用率0.5カウント (週10H~20H未満の精神障害者、重度身体・知的障害者) 特定給付金廃止		
助成金		創設、拡充(詳細未定)		
除外率			10%引下げ	

2. 障害者雇入れ計画と企業名公表

毎年6月1日現在で、以下の基準に該当した場合、公共職業安定所長が障害者雇入れ計画の作成命令を出します。

<障害者雇入れ計画の作成命令発出基準>

- 実雇用率が全国平均実雇用率*未満であり、かつ不足数が5人以上の場合(※参考:令和4年実雇用率2.25%)
- 実雇用率に関係なく、不足数10人以上の場合
- 雇用義務数が3人から4人の企業であって1人も雇用していない場合

その後2年間で計画に基づく障害者雇用が進まない場合には、公表を前提とした9か月間の特別指導となり、特別指導の年末に同様の状況にある場合、企業名が公表されます。(初回のみ、その後の見込みで公表猶予あり)

よくご質問がありますが、納付金(常時雇用100人超企業が法定雇用率に不足した人数に応じて支払うもの)を払っていても、上記のような障害者雇用率達成指導を免れるものではありません。

3. 法定雇用率はこれからも上がる?

雇用率設定基準は、障害者数(常用労働者+失業者)を、全体の労働者数(常用労働者+失業者)で除して設定されます。そのため、この考え方の下で設定する限り、雇用される障害者数が増えれば法定雇用率も上昇していくと考えられます。

4. 障害者雇用の相談先

自社に出勤させる以外にも、テレワークでの雇用や業務委託、雇用前の職場実習やトライアル雇用など、雇用までのステップは各社各様ようです。障がいの状態は一人ひとり異なり、令和3年6月4日公布の改正障害者差別解消法では公布から3年以内に合理的配慮が義務となります。障害者雇用は従来の画一的な労務管理の捉え方では難しいようですので、よい相談窓口を探して、取り組んでみてはいかがでしょうか。

<公的機関の相談先>

- ハローワーク
- 東京障害者職業センター
- 都内障害者就業・生活支援センター
- 障害者雇用就業サポートデスク(公益財団法人東京しごと財団)

ホームページ「関東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <https://www.kaito-sr.com/> ※本記事の無断転載は禁止です。

Facebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

社会保険労務士法人 関東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7階 TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。 FAX 03-3369-2711